



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽指定管理者の指定（神戸市立本山児童館ほか）
[こども家庭局こども青少年課] 3
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（赤坂自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 3
- ▽指定管理者の指定（神戸市立総合福祉センター）
[福祉局政策課] 4
- ▽公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定による公表事項の公表方法の変更
[行財政局契約監理課] 4
- ▽神戸市指定文化財の指定
[文化スポーツ局文化財課] 4
- ▽垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収収納事務の委託
[経済観光局農水産課] 5
- ▽垂水漁港の岸壁・物揚場に係る使用料の徴収収納事務の委託
[経済観光局農水産課] 6
- ▽介護保険法による指定介護予防支援事業所の指定
[福祉局介護保険課] 6
- ▽介護保険法による指定介護予防支援事業所の廃止
[福祉局介護保険課] 6
- ▽神戸市埋蔵文化財センターの臨時休館日及び臨時開館日
[文化スポーツ局文化財課] 7
- ▽生活保護法等による医療機関の指定
[福祉局保護課] 7
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称の変更
[福祉局保護課] 7
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止
[福祉局保護課] 8
- ▽生活保護法等による施術者の指定
[福祉局保護課] 8
- ▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止
[福祉局保護課] 9
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更
[福祉局保護課] 9
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止
[福祉局保護課] 10
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 上新地40号線）
[建設局道路管理課] 10

公 告

- ▽有料公園（離宮公園）の供用日及び供用時間の変更
[建設局公園部管理課] 11
- ▽農用地利用集積計画の決定（一般）
[経済観光局農政計画課] 11
- ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付）
[経済観光局農政計画課] 17
- ▽建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧（日生鈴蘭台ニュータウン第3地区建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 20
- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更
[経済観光局農政計画課] 21
- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可（3.4.31号神戸三田線（日下部））
[建設局道路工務課] 21
- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧（3.4.31号神戸三田線（日下部））
[建設局道路工務課] 22
- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可（3.4.31号神戸三田線（大池））
[建設局道路工務課] 22
- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧（3.4.31号神戸三田線（大池））
[建設局道路工務課] 23
- ▽制限付一般競争入札による契約の締結（令和3年度ICT機器学校間移設業務委託）
[教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 23
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（教育用コンピュータ用周辺機器借上げ）
[行財政局契約監理課] 25
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市立須磨翔風高等学校コンピュータシステム等借上げ）
[行財政局契約監理課] 26
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市立葺台高等学校コンピュータシステム等借上げ）
[行財政局契約監理課] 27
- ▽開発行為に関する工事の完了（西区榎谷町）
[都市局指導課] 27
- ▽緑地協定の認可及びその写しの供覧（ジークレフ神戸名谷WEST管理組合緑地協定）
[建設局公園部計画課] 28

▽一般競争入札による特定調達契約の締結 （神戸市全庁ファイルサーバ構築・運用業 務一式） [企画調整局デジタル戦略部]	28
▽開発行為に関する工事の完了（垂水区霞ヶ 丘7丁目） [都市局指導課]	33

水道局

▽神戸市工業用水道条例施行規程の一部を改 正する規程 [水道局配水課]	34
▽神戸市水道局指定管理者選定評価委員会規 程の一部を改正する規程 [水道局計画調整課]	39
▽神戸市水道局職員事務引継規程の一部を改 正する規程 [水道局経営企画課]	40

交通局

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落 札者の決定（神戸市交通局魚崎営業所他8 施設電気調達） [交通局総務課]	44
---	----

選挙管理委員会

▽記号式投票に関する規程 [選挙管理委員会事務局]	44
▽公職選挙執行規程の一部を改正する規程 [選挙管理委員会事務局]	46
▽神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正 する規程 [選挙管理委員会事務局]	68

市会

▽神戸市会事務局処務規程の一部を改正する 規程 [市会事務局政策調査課]	70
---	----

告 示**神戸市告示第879号**

指定管理者の指定の件（神戸市立本山児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和3年3月19日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立本山児童館	神戸市東灘区本山北町3丁目10番2号 特定非営利活動法人もといちっ子 理事長 小原 治	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市立乙木児童館	神戸市垂水区美山台2丁目1番2号 特定非営利活動法人おとぎ 理事 吹田 徹治	
神戸市立本多聞児童館	神戸市垂水区本多聞4丁目1番2号 特定非営利活動法人ほんたもん 理事 山本 泰實	
神戸市立神出児童館	神戸市西区神出町田井34丁目2番地 特定非営利活動法人神出 理事 前瀬 芳信	

神戸市告示第880号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月23日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

赤坂自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町岩岡 842 番地の 1

(3) 代表者の氏名

久森 義郎

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町岩岡 736 番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「加古 雅規」を「久森 義郎」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡 2491 番地の 2」を「神戸市西区岩岡町岩岡 736 番地」に改める。

3 変更の年月日

令和3年1月9日

神戸市告示第901号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年3月24日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

神戸市中央区橘通3丁目4番1号

神戸市立総合福祉センター

2 指定管理者

神戸市中央区磯上通3丁目1番32号

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

理事長 玉田 敏郎

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第910号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までに規定する公表を、次のように変更したので、同令第5条第3項並びに同令第6条において準用する同令第5条第3項及び同令第7条第5項において準用する同令第5条第3項の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

閲覧に供する方法 インターネットを利用する方法

神戸市告示第911号

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条

例第50号)第6条第1項及び第32条第1項の規定により、神戸市指定文化財を次のように指定する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

1 指定する文化財

種類	名称	数量	所有者	所在地
建造物	番匠家住宅 主屋・つなぎ・蔵・ 前裁門及び土塀	3棟・1基	番匠 敦子	北区道場町塩田2122
建造物	大前家住宅 主屋 附 棟札1枚	1棟	大前 泰也	北区道場町塩田1136
考古資料	高津橋大塚古墳 出土品	一括	神戸市	(保管場所)西区糺台6 丁目1 (神戸市埋蔵文化財センター)
考古資料	史跡五色塚古墳・ 小壺古墳出土品	追加指定 碧玉製合子1点, 滑石製子持勾玉 4点,須恵器3 点,滑石製白玉 1点 (総数338点)	神戸市	(保管場所)西区糺台6 丁目1 (神戸市埋蔵文化財センター)
無形民俗	性海寺の鬼追	—	性海寺追儺 式保存会	西区押部谷町高和1318

神戸市告示第912号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収収納事務を次の者に委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 福田 明弘

委託期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

神戸市告示第913号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、垂水漁港岸壁・物揚場に係る使用料の徴収収納事務を次の者に委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 福田 明弘

委託期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

神戸市告示第914号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の指定をしたので、同法第115条の30の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定の申請者の名称	指定の申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
2805000144	道場あんしんすこやかセンター	神戸市北区鹿の子台北町8丁目11番1号	医療法人社団 六心会	神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ1788番地	令和3年4月1日	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
2800800159	神陵台あんしんすこやかセンター	神戸市垂水区神陵台3丁目2番1号	株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	令和3年4月1日	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

神戸市告示第915号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の25第2項の規定による廃止届を受理したので、同法第115条の30の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定の申請者の名称	指定の申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
2805000011	道場あんしんすこやかセンター	神戸市北区道場町塩田3080番地	理事長 兼 松 宏光	神戸市北区道場町塩田3080番地	令和3年3月31日	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
2800800092	神陵台あんしんすこやかセンター	神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	代表取締役 福田 光正	大阪市鶴見区中茶屋1丁目1番13号	令和3年3月31日	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

神戸市告示第916号

神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則（令和2年3月31日規則第93号）第2条第1項(4)及び第2項に基づき、神戸市埋蔵文化財センターを次のとおり臨時休館し、次のとおり臨時開館する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

1 臨時休館日

令和3年4月16日(金)、7月27日(火)、8月27日(金)、11月30日(火)、
令和4年1月14日(金)、3月8日(火)

2 臨時開館日

令和3年4月30日(金)、5月6日(木)

神戸市告示第917号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションMSC神戸	神戸市東灘区深江本町4丁目4番28号	令和3年2月1日
訪問看護ステーション めばえ	神戸市長田区庄田町3丁目2番13号	令和3年2月1日

神戸市告示第918号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
(新)たるみのもり訪問看		

護ステーション (旧)フォレスト訪問看護 ステーション	神戸市垂水区旭が丘2丁目3番2号	令和2年11月 1日
---------------------------------------	------------------	---------------

神戸市告示第919号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
山田歯科	神戸市須磨区飛松町4丁目11番地の3	令和2年12月31日
兵庫グローバルファーマ シー薬局	神戸市兵庫区西出町2丁目12番10号	令和3年1月31日
e薬局元町	神戸市中央区北長狭通4丁目7番13号	令和3年2月28日

神戸市告示第920号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
OK御影整骨院	福田 俊弘	神戸市東灘区御影中町3丁目1番15号	令和3年2月1日
須磨板宿整骨院	深田 勇樹	神戸市須磨区前池町3丁目1番10号	令和3年3月1日

2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
株式会社PRIME 鍼灸・マッサージきらり姫路院	戎 雄大	兵庫県姫路市飾磨区 構1丁目157	令和3年1月27日
あい鍼灸院	馬場 真輔	兵庫県加古郡 播磨町宮北1丁目5番14号	令和3年3月9日

神戸市告示第921号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
OK御影整骨院	真田 庸次	神戸市東灘区御影中町3丁目1番15号	令和2年11月30日

神戸市告示第922号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)たるみの					

もり訪問看護ステーション (旧)フォレスト訪問看護ステーション	神戸市垂水区 旭が丘2丁目 3番2号	株式会社フォレスト訪問看護ステーション	神戸市垂水区旭が丘 2丁目3番2号	令和2年 11月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
------------------------------------	--------------------------	---------------------	----------------------	---------------	---------------

神戸市告示第923号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
e 薬局元町	神戸市中央区 北長狭通4丁目 7番13号	有限会社イトーヤク	神戸市長田区西丸山 町3丁目3番9号	令和3年 2月28日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

神戸市告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年4月7日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年4月20日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)

市道	上新地40号線	神戸市西区上新地2丁目23番地先から	新	45.20	4.00
		神戸市西区上新地2丁目22番地先まで	旧	45.20	4.00

公 告

神戸市公告第1355号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項及び第4項の規定により、離宮公園の供用日及び供用時間を次のとおり変更する。

令和3年3月19日

神戸市長 久元喜造

- ① 令和3年4月1日（木）、30日（金）、7月24日（土）、10月21日（木）、28日（木）、11月4日（木）、11日（木）、25日（木）、12月2日（木）、9日（木）の各日の午前9時から午後5時まで臨時開園する。
- ② 令和3年5月13日（木）、20日（木）、27日（木）7月1日（木）、8日（木）の各日の午前9時から午後6時まで臨時開園する。
- ③ 令和3年9月21日（火）の午後5時から午後9時まで臨時開園する。
- ④ 令和4年1月21日（金）から26日（水）、28日（金）の各日の午前9時から午後5時を臨時閉園する。
- ⑤ 令和3年5月8日（土）から30日（日）、6月26日（土）から7月11日（日）の各日の午後5時から午後6時まで臨時供用する。
- ⑥ 令和3年8月13日（金）、14日（土）、15日（日）、10月30日（土）、11月20日（土）、21日（日）、23日（火・祝）、27日（土）、28日（日）、12月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）の各日の午後5時から午後8時まで臨時供用する。

神戸市公告1356号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年3月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり

- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）兵庫みどり公社（農地中間管理機構）については、この限りではない。
 - (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。
 - (6) 租税公課等の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(m ²)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払の方法
赤松 良英	神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町長坂字池田102	田	3,082	重塚 勝三	神戸市西区伊川谷町	賃借権	水田として利用	令和3年4月1日	令和4年3月31日	52,000円	令和3年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
中川 賢志	神戸市西区桜が丘東町	神戸市西区櫛谷町福谷字口縁谷253	田	660	池本 恒彦	明石市大蔵谷奥	使用貸借による権利	水田として利用	令和3年4月1日	令和4年3月31日		
		神戸市西区櫛谷町福谷字下神田647	田	1,096								
		神戸市西区櫛谷町福谷字下神田648	田	1,100								

中西 好明	神戸市西区 押部谷町	神戸市西区 押部谷町細 田字イカウ ジ95	田	1,381	神戸市長 久元 喜造	神戸市中央 区加納町6 丁目5-1	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	13,200円	令和3年12 月20日まで に借賃の全 額を甲の発 行する納付 書により振 り込む。
		神戸市西区 押部谷町細 田字イカウ ジ96	田	1,247							11,900円	
頼光 和雄	神戸市西区 押部谷町	神戸市西区 押部谷町木 見字堂ノ下 255	田	2,405	中垣 正光	神戸市西区 押部谷町	使用貸 借によ る権利	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日		
		神戸市西区 押部谷町木 見字谷田 465	田	3,126								
田中 和広	神戸市西区 岩岡町	神戸市西区 岩岡町岩 岡字中島 1239-1	田	1,632	神戸市長 久元 喜造	神戸市中央 区加納町6 丁目5-1	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	16,600円	令和3年12 月20日まで に借賃の全 額を甲の発 行する納付 書により振 り込む。
植田 勝也	神戸市北区 長尾町	神戸市北区 長尾町上津 字若林5251	田	1,480	北 秀幸	埼玉県所沢 市大字久米	使用貸 借によ る権利	水田として 利用	本公告の 日	令和4年 12月31日		
五島 隆久	明石市小久 保	神戸市西区 榎谷町栃 木字平松 1176-1	畑	894	雪永 博子	神戸市西区 榎谷町	賃借権	普通畑とし て利用	令和3年 4月1日	令和5年 3月31日	6,000円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
今井 健夫	明石市藤江	神戸市西区 岩岡町岩岡 字上之場 1809-28	田	972	赤松 計雄	神戸市西区 岩岡町	使用貸 借によ る権利	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和5年 3月31日		
		神戸市西区 岩岡町岩岡 字和田ヶ市 3305-2	田	565 の内 100								
後藤 茂	神戸市西区 榎谷町	神戸市西区 榎谷町栃木 字伊ノ内 1032	田	2,369	後藤 さよ 子	神戸市西区 榎谷町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和6年 3月31日	16,000円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
後藤 茂	神戸市西区 榎谷町	神戸市西区 榎谷町栃木 字伊ノ内 1033	田	2,529	後藤 早百 合	神戸市西区 榎谷町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和6年 3月31日	16,000円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
澤田 正行	神戸市西区 平野町	神戸市西区 平野町黒田 字下河原 296-1	田	1,590 の内 1,000	津村 議一	神戸市西区 平野町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和6年 3月31日	50,000円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。
谷 昌治	神戸市西区 平野町	神戸市西区 平野町堅田 字井元901	田	1,425	笹川 敬	神戸市西区 平野町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和6年 3月31日	10,000円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
大前 昌司	神戸市北区 道場町	神戸市北区 道場町生野	田	2,298	高畑 浩幸	神戸市北 区道場町	使用貸 借によ	水田として 利用	本公告の 日	令和7年 12月31日		

		字湯口646			高畑 千賀子	三田市武庫が丘	る権利						
株式会社エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区 岩岡町野中 564-5	神戸市西区 平野町印路 字平松2047	田	2,461	久保 陽一	神戸市西区 伊川谷町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和8年 3月31日	24,610円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
		神戸市西区 平野町印路 字清水2107	田	1,816							18,160円		
		神戸市西区 平野町印路 字清水2113	田	3,403							34,030円		
		神戸市西区 平野町印路 字山東2360	田	2,969							29,690円		
川崎 州一郎	神戸市西区 平野町	神戸市西区 平野町黒田 字山崎31	田	1,824	岸下 哲史	京都府相楽 郡精華町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和8年 3月31日	玄米69kg	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。	
		神戸市西区 平野町黒田 字山崎72	田	472							玄米18kg		
		神戸市西区 平野町黒田 字上河原 112	田	2,274							玄米86kg		
		神戸市西区 平野町黒田 字宮ノ後 394-2	田	1,776							玄米67kg		
澤田 伸孝	神戸市西区 平野町	神戸市西区 平野町中津 字 佃2426- 1	田	1,457	藤田 昭子	神戸市西区 平野町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和8年 3月31日	18,941円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		神戸市西区 平野町中津 字 佃2426- 2	田	210							2,730円		
		神戸市西区 平野町中津 字佃2427	田	1,563							20,319円		
中野 信吾	神戸市垂水 区西舞子	神戸市西区 平野町堅田 字北西山 1156	田	889	長谷川 桂士	神戸市西区 平野町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和8年 3月31日	8,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
阿多 澄夫	神戸市長田 区大丸町	神戸市西区 神出町南字 長原290	田	1,671	花房 利亘	神戸市西区 神出町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和8年 3月31日	16,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
澤田 一浩	神戸市西区 大沢	神戸市西区 岩岡町西脇 字一本松 18-2	田	982	伊藤 進	神戸市西区 岩岡町	使用貸借による権利	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和8年 3月31日			
		神戸市西区 岩岡町西脇 字一本松19	田	1,149									
		神戸市西区 岩岡町西脇 字一本松20	田	1,381									
杉尾 慎剛	神戸市西区 岩岡町	神戸市西区 岩岡町岩岡 字西嶋233- 1	田	2,800	中田 雅人	神戸市西区 白水	使用貸借による権利	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和8年 3月31日			
塚本 博己	神戸市北区	神戸市北区	田	159	大島 節子	道場町	賃借権	水田として	本公告の	令和12年	玄米	毎年12月20	

	道場町	道場町塩田 字大深254			井上 紀美 代	神戸市北区 道場町		利用	日	12月31日	4.8kg	日までに当該 年に係る借 賃の全量を 甲の住所へ 持参する。	
		神戸市北区 道場町塩田 字東大深 282	田	1,868	久田 里美						高砂市曾根 町		玄米 56.3kg
		神戸市北区 道場町塩田 字東大深 287	田	958									玄米 28.9kg
村上 貴史	神戸市西区 伊川谷町	神戸市西区 伊川谷町井 吹字栗木谷 811-1	田	1,912	三浦 昭徳	神戸市西区 井吹台東町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和13年 3月31日	66,396円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。	
澤田 伸孝	神戸市西区 平野町	神戸市西区 平野町芝崎 字道竹102	田	2,835	吉川 勝也	神戸市西区 井吹台西町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和13年 3月31日	32,335円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。	
		神戸市西区 平野町芝崎 字道竹103- 1	田	672							7,665円		
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市西区 押部谷町細 田字宮西 157	田	2,864	大西 清尊	神戸市西区 押部谷町	賃借権	水田として 利用	令和3年 3月31日	令和13年 4月30日	28,640円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。	
		神戸市西区 押部谷町細 田字宮西 164	田	916							9,160円		
		神戸市西区 押部谷町細 田字宮西 183	田	1,315							13,150円		
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市西区 平野町大野 字出口122- 3	田	613	茨木 俊文	西宮市北名 次町	使用貸 借による 権利	水田として 利用	令和3年 3月31日	令和13年 4月30日			
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7- 18	神戸市西区 平野町中津 字門出2523	田	2,848	澤田 正行	神戸市西区 平野町	使用貸 借による 権利	水田として 利用	令和3年 3月31日	令和13年 4月30日			
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7- 18	神戸市西区 神出町南字 北垣内213	田	2,143	谷端 博之	神戸市西区 神出町	賃借権	水田として 利用	令和3年 3月31日	令和13年 4月30日	21,430円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。	
		神戸市西区 神出町南字 中野491	田	2,143							21,430円		
		神戸市西区 神出町南字 中野518-1	田	2,288							22,880円		
		神戸市西区 神出町南字 中野518-2	田	1,432							14,320円		
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市西区 神出町小束 野字出井谷 109	田	1,974	小阪 利勝	三木市大村	賃借権	水田として 利用	令和3年 3月31日	令和13年 4月30日	11,844円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。	
		神戸市西区 神出町小束	田	3,057							18,342円		

		野字籠ノ谷 202										
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市西区 神出町小東 野字遊岩 360	田	1,078	大澤 真嗣 大澤 カホ リ 大澤 亨	神戸市西区 神出町 神戸市西区 神出町 神戸市西区 神出町	賃借権	水田として 利用	令和3年 3月31日	令和13年 4月30日	6,468円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
		神戸市西区 神出町北東 野字竹谷 439-1	田	801								
		神戸市西区 神出町小東 野字竹谷 439-4	田									
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市西区 神出町北字 宮西572-1	田	2,003	坂口 孝哉	神戸市西区 神出町	賃借権	水田として 利用	令和3年 3月31日	令和13年 4月30日	25,037円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
		神戸市西区 神出町北字 宮西572-2	田	2,154								
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市西区 神出町北字 宮西572-3	田	2,126	坂口 千城	神戸市西区 神出町	賃借権	水田として 利用	令和3年 3月31 日	令和13年 4月30日	26,575円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
椿本 聡	神戸市西区 伊川谷町	神戸市西区 伊川谷町前 開字澁谷 524	田	1,474	山口 直樹	神戸市西区 伊川谷町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和18年 3月31日	17,000円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。

神戸市公告第1357号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年3月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、
存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件

別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、(公社)兵庫みどり公社（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。

以下同じ。)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に神戸市長あてに農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過

失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

(解除条件付)

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(m ²)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払の方法
山陽 Amnak 株式会社 代表取締役 藤田 雅哉	神戸市西区 平野町中津 401	神戸市西区 神出町東字 赤坂2600	田	1,147	神戸市長 久元 喜造	神戸市中央 区加納町6 丁目5-1	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	11,800円	令和3年12 月20日まで に借賃の全 額を甲の発 行する納付 書により振 り込む。
株式会社リ アルエス テート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区 伊川谷町布 施畑578	神戸市西区 伊川谷町布 施畑字廣芝 243	田	221	坂本 裕美	神戸市西区 伊川谷町	賃借権	水田として 利用	令和3年 4月1日	令和6年 3月31日	2,834円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。
		神戸市西区 伊川谷町布 施畑字廣芝 245	田	1,064							13,647円	
		神戸市西区 伊川谷町布 施畑字廣芝 247	田	433							5,554円	
		神戸市西区 伊川谷町布 施畑字廣芝 280	田	621							7,965円	

神戸市公告第1358号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により日生鈴蘭台ニュータウン第3地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月19日

神戸市長 久元 喜造

神戸市公告第1359号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	八多町屏風	明司ヶ谷	1662番のうち 別図1の斜線部分	631のうち 199.79㎡	農業用施設用地に 用途区分を変更する
神戸	北	淡河町行原	酒屋垣	655番のうち 別図2の斜線部分	623のうち 184.43㎡	農業用施設用地に 用途区分を変更する
神戸	北	淡河町萩原	越前	686番	148㎡	農業用施設用地に 用途区分を変更する

神戸市公告第1360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和3年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.31号 神戸三田線（日下部）
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 事業地の所在
 - ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分

なし

神戸市公告第1361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称
神戸市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.31号 神戸三田線
 - 3 事業施行期間
平成29年3月31日から令和6年3月31日まで
 - 4 事業地
 - ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし
-

神戸市公告第1362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和3年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.31号 神戸三田線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 事業地の所在

- ア 収用の部分
変更なし
- イ 使用の部分
なし

神戸市公告第1363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.31号 神戸三田線
- 3 事業施行期間
自平成9年3月21日，至令和5年9月30日
- 4 事業地
 - ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし

神戸市公告第1364号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年3月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 入札に付する事項

委託名	令和3年度ICT機器学校間移設業務委託
業務概要	神戸市立学校普通教室等ICT機器学校間移設に係る設計・施工・工事監理業務
履行場所	神戸市立小学校5校及び神戸市立中学校14校
履行期限	令和3年5月5日(水)

- 2 担当部局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
 神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課
 電話：078-984-0669 FAX:078-984-0670
 E-mail edu-joho@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札価格により落札者を決定する制限付一般競争方式の入札案件である。設計・施工・工事監理を、事業期間を通して一括して事業者へ委託する一括発注方式により実施する。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年・3年度神戸市工事請負入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 本店を神戸市内に有すること。

5 入札に必要な書類を示す場所

2の担当部局

6 入札に参加する者に必要な資格の確認等

この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び確認結果の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年3月23日(火)～令和3年4月5日(月) 紙書類を郵送で提出する場合は、令和3年4月2日(金)午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	2の担当部局

8 入札及び開札予定日時及び方法

日 時	令和3年4月15日(木)
提出場所	神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸市教育委員会事務局内またはその近隣施設
方 法	(1)日時の詳細については、入札参加資格の確認とともに通知することとする。 入札の際の必要書類については持参により提出すること。

- | | |
|--|---|
| | (2)入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載し申請する。 |
| | (3)開札については、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。なお、当入札では、入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、最低入札価格を提示した入札者を落札者とする。 |

9 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
- (2) 一の入札参加者が同一の業務において複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいてに4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 「令和3年度ICT機器学校間移設業務委託入札書記入要領」に記載された記入方法に従わなかったとき。

神戸市公告第1370号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称
教育用コンピュータ用周辺機器借上げ
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年2月25日
- 5 落札者の氏名及び住所
株式会社 JECC

専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

6 落札金額

1月当り 2,332,500円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月13日

神戸市公告第1371号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月24日

神戸市長 久元喜造

1 落札に係る物品の名称

神戸市立須磨翔風高等学校コンピュータシステム等借上げ

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年2月25日

5 落札者の氏名及び住所

NEC キャピタルソリューション株式会社

神戸営業所長 渡邊 祐史

神戸市中央区東町126番地

6 落札金額

1月当り 1,528,400円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月13日

神戸市公告第1372号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称
神戸市立葺合高等学校コンピュータシステム等借上げ
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年2月25日
- 5 落札者の氏名及び住所
NEC キャピタルソリューション株式会社
神戸営業所長 渡邊 祐史
神戸市中央区東町126番地
- 6 落札金額
1月当り 1,699,900円
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年1月13日

神戸市公告第1384号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区櫛谷町池谷字山ノ谷207番1の一部・西区櫛谷町池谷字苗代ノ内443番5、443番6の一部、443番7、443番1地先水路

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区池上2丁目17番地の11 ラ・メルヴェーユ102号
山本 知昭
- 3 許可番号
令和3年1月6日 第7088号

神戸市公告第1385号

都市緑地法（平成16年法律第109号）第54条第2項の規定により緑地協定を認可したので、同条第3項において準用する同法第47条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該緑地協定の写しを次の縦覧場所に備えて、公衆の縦覧に供します。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 緑地協定の名称
ジークレフ神戸名谷WEST管理組合緑地協定
- 2 緑地協定区域
神戸市須磨区菅の台3丁目14番1
- 3 緑地協定の縦覧場所
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号
神戸市建設局公園部計画課

神戸市公告第1386号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称
神戸市全庁ファイルサーバ構築・運用業務 一式
 - (2) 履行場所
 - ア 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館11階
神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5076）
 - イ 落札事業者事業所

ウ 神戸市が別途調達するデータセンター内

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日

(4) 業務内容

業務内容の詳細については入札説明書等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）を参照してください。

(5) 入札方式

紙による入札とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行います。

総合評価は、技術点（調達仕様書等で要求する機能等の評価）と価格点（調達に係る入札金額の評価）の合計によるものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格は、下記の(1)から(7)までの要件を全て満たす事業者とします。

(1) 令和3年度及び令和4年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 国、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区で、全庁的に利用するファイルサーバを導入した経験をもつ者、もしくは本市がこれと同等の能力を有すると認める者であること。実績は元請に限る。共同事業体の場合は、構築・運用の業務において中心的な役割を果たしたものに限る。

(5) 本市情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）が現に属する、又は過去2年間に属していた事業者等でないこと。

(6) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。共同事業体の構成員は上記(1)(2)(3)(5)の要件をすべて満たす必要があり、上記(4)はいずれか1つの構成員が満たす必要がある。また、共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。

(7) 業務の一部再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。但し、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの

請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはない。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和3年4月6日（火）から令和3年4月20日（火）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館11階
神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5076）
（事前に上記に電話連絡してからお越しく下さい。）

(3) 交付方法

無償。直接交付とします。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5076）
（持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

(2) 提出方法

持参または郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、書留等受取記録が残る方法で送付すること。

(3) 提出期間

持参の場合は、令和3年4月6日（火）から令和3年4月20日（火）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送・宅配の場合は、令和3年4月20日（火）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書係）に到着していること。

6 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5076）

7 入札書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5076）
（持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、書留等受取人記録が残る方法にて、指定する提出時間内に指定する提出場所に必着のこと。入札書、提案書等の必要書類を提

出してください。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者（入札説明書に示す関連事業者を含む。）が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提出期間

令和3年5月13日（木）から令和3年5月27日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送・宅配の場合は、令和3年5月27日（木）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書係）に到着していること。事前に担当課に電話連絡のうえ、書留郵便で送付すること。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年7月9日（金）午後2時より

(2) 場所

神戸市役所本庁舎1号館11階（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）会議室

9 入札参加資格・入札説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く）に関する質問

令和3年4月6日（火）から令和3年4月16日（金）午後5時まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 落札者決定基準及び調達仕様書等の質問

令和3年4月6日（火）から令和3年4月28日（水）午後5時まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪などによる口頭での質問は受けません。アの質問については、質問受付後、随時質問者に回答します。イの質問については、事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者（入札説明書等を受け取った者または入札参加資格審査申請を行った者）全員に一斉回答します。質問受付締め切り後は、調達仕様書の内容その他入札に影響を与える質問には一切回答しません。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとしします。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書、提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆，シャープペンシル，消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

なお，本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても，落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等，第2項第1号に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とする。その場合，予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

11 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し，その合計点数を総合評価点数として，最も高い者を落札者とする。

(1) 評価項目と配点

技術点	調達仕様書等にて要求している内容の実現性・性能及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力，提案力等を評価する。 (配点内訳) 【提案書】 1. 機能要件 190 点 2. 非機能要件 140 点 3. 構築要件 85 点 4. 運用保守要件 135 点 5. その他 50 点	600 点
価格点		300 点
合計評価点		900 点

(2) 落札者の決定基準

ア 入札金額が，本市が定める上限の範囲内であり，入札説明書等に定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点がもっとも高いものを落札者とします。

イ アによる最高得点者が複数ある場合は，そのうち技術点が最も高い者を落札者とします。さらに技術点の最高得点者も複数ある場合は，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，これに代えて，当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定します。

12 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

- (1) 第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが，当該入札に参

加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

- (2) 特定調達契約に限定した入札参加資格の登録は、行財政局契約監理課（神戸市役所1号館2階）にて随時受け付けしています。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

- (3) 本入札に参加する場合には、令和3年4月20日（火）の午後5時までに申請する必要があります。

14 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

15 Summary

- (1) Contract Content:Construction, operation and maintenance of a file server
(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids:5:00 P.M. April 20, 2021.
(3) Deadline for submitting bids : 5:00 P.M. May 27, 2021.
(4) A contactpoint where tender documents are available:Digital Strategy Department,Planning and Coordination Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano - cho, Chuo - ku,Kobe 650-8570, Japan.TEL 078-322-5076

神戸市公告第1387号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目1680番2, 1680番5, 1680番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中1丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井 嘉浩
開発事業者代理人
明石市大明石町2丁目1-32
積水ハウス株式会社 神戸支店
支店長 原口 貴彦
- 3 許可番号
令和2年7月27日 第7048号
(変更許可 令和3年1月20日 第1427号)
(変更許可 令和3年3月16日 第1438号)

水 道 局

神戸市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月22日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第22号

神戸市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市工業用水道条例施行規程（昭和39年4月水道管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(料金の算定)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2, 3 [略]</p> <p>4 工事等により断水等を生じた場合の給水不能時間数（1時間未満のものは<u>切り上げる。</u>）は、第2項の延時間数から控除する。</p> <p style="text-align: center;">(料金等の徴収方法)</p> <p>第13条 料金及びメーター使用料は、その月分を<u>翌々月末日</u>までに徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(領収書等の様式)</p> <p>第15条 <u>第13条の規定により徴収するときは、納入通知書兼領収書（第4号様式）又は納入通知書兼領収証書（第5号様式）により行い、第14条の規定により徴収するときは、納入通知書兼領収証書（第5号様式）により行う。</u></p> <p>第22条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(料金の算定)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2, 3 [略]</p> <p>4 工事等により断水等を生じた場合の給水不能時間数（1時間未満のものは<u>四捨五入する。</u>）は、第2項の延時間数から控除する。</p> <p style="text-align: center;">(料金等の徴収方法)</p> <p>第13条 料金及びメーター使用料は、その月分を<u>翌月末日</u>までに徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(領収書等の様式)</p> <p>第15条 <u>前2条の規定により徴収するときは、納入通知書兼領収証書（第4号様式）により行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(メーターの設置)</u></p> <p>第22条 <u>条例第28条第1項ただし書の規定により設置するメーターの位置は、管</u></p>

理者が指示する。

2 条例第28条第2項に規定する「管理者の検査を受けたもの」とは、管理者が別に定める器種であつて、管理者の検査に合格したものをいう。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

給水申込書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 様
住 所
社 名
代表者名

次のとおり工業用水の給水を申込みます。

なお、申込みに際しては、神戸市工業用水道条例をはじめ規程等の内容熟知の上で手続きをいたします。

申 込 の 種 類	該当する□にレ印を記入 □ 新規 □ 水量変更	
事業所所在地・名称 (受水地点)		
給水開始又は水量変更	予定年月日	年 月 日
1時間当たりの使用水量		m ³
用 途 別	ボイラー用	m ³
	原料用	m ³
	製品処理用	m ³
	洗じょう用	m ³
	冷却用	m ³
	温調用	m ³
	その他	m ³

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第11条関係）

第3号様式（第11条関係）

工業用水道ご使用量のお知らせ

年 月分

事業者番号

様

(給水所在地)

時間当り契約水量

1日当り契約水量

日数

日

今月減額時間

時間

口径

検針年月日

総流量

今回メーター指示数

前回メーター指示数

今月ご使用水量	m ³
(うち超過水量)	(m ³)

請求金額	円
(うち消費税額)	(円)

内 訳	基本料金	円
	超過料金	円
	消費税(99.99%)	円
	メーター使用料	円
	消費税(99.99%)	円
	年 月分調整額	円
	消費税(99.99%)	円

過去実績

	日数	総水量	うち超過水量
前月水量		()	()
前々月水量		()	()
前年同月水量		()	()

お問い合わせ先

※検針時点でのご契約内容を表示しています。

第4号様式を次のように改める。
第4号様式（第15条関係）

(工)

領収済通知書
(神戸市水道局工業用水道)

【お願い】OCR この票は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないよう、大切に取扱いください。

請求番号	種別	課税年月	事業者番号	NN
合計金額				円

内訳	金額	円
料金		円
消費税(29.99%)		円
メーター使用料		円
消費税(29.99%)		円
年 月分調整額		円
消費税(29.99%)		円

納期限

取りまとめ機関
三井住友銀行 神戸営業部

領収日付印

取扱店→取りまとめ店→神戸市水道局

(工)

領収済原符
(神戸市水道局工業用水道)

請求番号	種別	課税年月	事業者番号	NN
合計金額				円

内訳	金額	円
料金		円
消費税(29.99%)		円
メーター使用料		円
消費税(29.99%)		円
年 月分調整額		円
消費税(29.99%)		円

発行日

納期限

上記の金額を記載しました。
領収日付印

取扱店

(工)

納入通知書兼領収書
(神戸市水道局工業用水道)

請求番号	種別	課税年月	事業者番号	NN
合計金額				円

内訳	金額	円
料金		円
消費税(29.99%)		円
メーター使用料		円
消費税(29.99%)		円
年 月分調整額		円
消費税(29.99%)		円

納付場所 神戸市水道局公金取扱金融機関
(ゆうちょ銀行は除く)へ納付してください。

上記金額を納期限までにお支払いください。

発行日

納期限

上記の金額を記載しました。
領収日付印

神戸市水道事業管理者

神戸市水道事業管理 領収日付

(記入封禁不要)

第4号様式の次に次の1様式を加える。
第5号様式（第15条関係）

第5号様式（第15条関係）

領収済通知書 兼 収入伝票

№ 143518

伝票種別	1	3	7	
納入者住所	〒			
氏名	様納			
年度	8	会計区分	収入科目	
収入科目コード	11	目 節 細節	20	21部門コード23
借方科目コード	24	25発行課コード・発行番号	34	
金額	35	十億	百万	千 45
46	48	49	52	
年	月	日		
53 摘要(日本語)	72 発行課			
73	92			
種 類	一枚の額面額	記番号	枚数	附属利札
納期限				
神戸市水道局				

(ご注意)
金額を訂正したものはお支払いできません。

原 符

№ 143518

納入者住所	〒			
氏名	様納			
年度	8	会計区分	収入科目	
収入科目コード	11	目 節 細節	20	21部門コード
借方科目コード	24	発行課コード・発行番号	34	
金額	35	十億	百万	千 45
工事番号				
告知年月日				
53 摘要(日本語)		72 発行課		
種 類	一枚の額面額	記番号	枚数	附属利札
納期限				
神戸市水道局				

納入通知書
兼 領収証書

№ 143518

納入者住所	〒			
氏名	様			
年度	8	会計区分	収入科目	
収入科目コード	11	目 節 細節	20	21部門コード
借方科目コード	24	発行課コード・発行番号	34	
金額	35	十億	百万	千 45
工事番号				
告知年月日				
53 摘要(日本語)		72 発行課		
種 類	一枚の額面額	記番号	枚数	附属利札
神戸市水道事業管理者				領収日付印

神戸市水道事業管理 領収日付

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、水道局経営企画課において処理する。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、水道局計画調整課において処理する。

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市水道局職員事務引継規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月23日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第24号

神戸市水道局職員事務引継規程の一部を改正する規程

神戸市水道局職員事務引継規程（昭和38年12月水道管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務の引継) 第2条 <u>次に掲げる事由に該当することとなる</u> ときは、前任者は、 <u>その事由が生じることとなる日の10日後までに</u> 、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。 (1)～(4) [略] (事務引継調査書)	(事務の引継) 第2条 <u>次の各号の一に該当する</u> ときは、前任者は、 <u>その理由の生じた日から10日以内</u> にその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。 (1)～(4) [略] (事務引継調査書)

第3条 職員が死亡その他の理由によりみ
ずから事務の引継ができないときは、後
任者、その職務を行うことを命ぜられた
者又は上司（前条各号のいずれかの事由
に該当することとなる者の直近上位の部
長、課長、係長その他これらに準ずる補
職に充てられた者をいう。以下同じ。）の
定める職員は、その事務を調査し、引継
ぎの事由が生じることとなる日の10日後
までに事務引継調査書を作成して、部長
の場合は水道事業管理者（以下「管理者」
という。）に、部長以外の職員の場合は上
司に報告しなければならない。

2 前項に規定する調査書は、様式に準じ
て調製しなければならない。

（事務引継書）

第4条 事務引継は、前任者の調製した様
式による事務引継書によつて行い、引き
継ぎをする者及び引き継ぎを受ける者を
記名して、部長の場合は管理者に、部長
以外の職員の場合は上司に提出しなけれ
ばならない。ただし、部課長以外の職員
の場合において上司が省略してもさしつ
かえがないと認めるときは、この限りで
ない。

（帳簿及び財産の引継ぎ）

第5条 書類、帳簿及び財産の引継ぎにつ
いては、現に調製してある目録又は台帳
により引継ぎをするときの現在を確認で
きる場合においては、その目録又は台帳
により行うものとする。

（意見又は疑義）

第6条 事務引継について引き継ぎをする
者と、引き継ぎを受ける者との間に意見
を異にする事項があるときは、事務引継

第3条 職員が死亡その他の理由によりみ
ずから事務の引継ができないときは、後
任者又はその職務を行なうことを命ぜら
れた者は、その事務を調査し、引継の理
由が生じた日から10日以内に事務引継調
査書（第1号様式）を作成して、部長の場
合は水道事業管理者（以下「管理者」とい
う。）に、部長以外の職員の場合は所属長
（直近上位の部長、課長、係長、その他
これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に
報告しなければならない。

（事務引継書）

第4条 事務引継は、前任者が引継の理由
が生じた日現後で作成した事務引継書
（第2号様式）によつて行い、引き継ぎ
をする者及び引き継ぎを受ける者が連署
のうえ、部長の場合は管理者に、部長以
外の職員の場合は所属長に提出しなけれ
ばならない。ただし、部課長以外の職員
の場合において所属長が省略してもさし
つかえがないと認めるときは、この限り
でない。

2 前項の事務引継書には、引き継ぐべき
書類、帳簿及び財産等を記録した目録又
は台帳を添付しなければならない。

（意見又は疑義）

第5条 事務引継について引き継ぎをする
者と、引き継ぎを受ける者との間に意見
を異にする事項があるときは、事務引継

書にそれぞれの意見書を添付しなければならない。

- 2 引継事務の所管について疑義があるときは、引き継ぎをする者(第3条第1項に規定するときにあつては、引継事務を調査する者)から、部長の場合は管理者に、部長以外の職員の場合は上司に、その旨を届け出て、管理者又は上司の決定を受けたのちに、事務引継(第3条第1項に規定するときにあつては、調査)を行うものとする。

(事務引継事項等に疑義があるとき)

第7条 管理者が、前各条の規定による事務引継又は調査若しくは施設の引継に関し疑義があるときは、その事項について関係者の意見を聞き又は調査を命ずることができる。

- 2 部長以外の職員の事務引継又は調査の事項については、上司が前項の規定に準じて処置しなければならない。

(期間経過の措置)

第8条 所定の期間内に事務の引継又は調査を完了することができないときは、部長にあつては管理者に、部長以外の職員にあつては上司に、その理由を報告しなければならない。

書にそれぞれの意見書(第3号様式)を添付しなければならない。

- 2 引継事務の所管について疑義があるときは、引き継ぎをする者(ただし第3条に該当するときは、引継事務を調査する者)から、部長の場合は管理者に、部長以外の職員の場合は所属長に、その旨を届け出て、管理者又は所属長の決定を受けたのちに、事務引継を行うものとする。

(施設の引継)

第6条 土地及び建物等施設の引継を必要とするときは、引継の理由が生じた日から10日以内に施設引継書(第4号様式)を作成して、管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の施設引継書には、引き継ぎをする者及び引き継ぎを受ける者が、これに連署し、当該施設ごとに、目録又は台帳を添付しなければならない。

(管理者の指示)

第7条 管理者が、前各条の規定による事務引継又は調査若しくは施設の引継に関し疑義があるときは、その事項について関係者の意見を聞き又は調査を命ずることがある。

(期間経過の措置)

第8条 所定の期間内に事務の引継又は調査若しくは施設の引継を完了することができないときは、部長にあつては管理者に、部長以外の職員にあつては所属長に、その理由を報告しなければならない。

第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を削り、次の1様式を加える。

様式（第3条，第4条関係）

事務引継書
様

局部課等の名称

年 月 日付 に伴い，その担任する事務の引き継ぎを
年 月 日行い，ここに完了いたしました。
年 月 日

前任者 職 氏 名
後任者 職 氏 名

引継事項

1 処分未了の事項

- (1) _____
ア 処理の方法
イ 進捗状況
ウ 意見

(2) _____

2 未着手の事項

- (1) _____
ア 処理の方法
イ 意見

(2) _____

3 将来企画すべき事項

- (1) _____
ア 処理の方法
イ 意見

(2) _____

4 その他必要と認める事項

- (1) _____
(2) _____

- (注) 1 処分未了の事項とは，現在実施中のもので完了していないものをいう。
2 未着手の事項とは，その事務を実施することが決裁されているもので，未着手のものをいう。
3 将来企画すべき事項とは，将来実施しなければならない事務又は実施しようとするものをいう。
4 その他必要と認める事項とは，前記事項以外のもので，引継当事者が，部局の必要性から考えて引継事項として記載すべきが適当と認めるものをいう。
5 事務引継の趣旨から考えて，詳細かつ脱漏のないよう記入すること。

附 則

この管理規程は，公布の日から施行する。

交 通 局**神戸市交通公告第80号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月24日

神戸市交通事業管理者 岸 田 泰 幸

- 1 落札に係る物品の名称
神戸市交通局魚崎営業所他8施設電気調達
- 2 数量
2,022,950 キロワットアワー
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市交通局総務課
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 5 落札者を決定した日
令和3年1月20日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社ホープ
代表取締役 時津 孝康
福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル
- 7 落札金額
25,084,235 円
- 8 契約の相手方を決定した手続
規程第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日
令和2年11月18日

選挙管理委員会

記号式投票に関する規程を次のように定める。

令和3年3月22日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向 井 道 尋

神戸市選告示第9号

記号式投票に関する規程

第1条 この規程は、神戸市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第46条の2第1項に規定する投票の方法（以下「記号式投票」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 公職選挙法（昭和25年法律第100号）
- (2) 令 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
- (3) 市委員会 市選挙管理委員会
- (4) 区委員会 区選挙管理委員会

第3条 記号式投票における投票用紙の様式は、第1号様式によるものとし、これに押すべき市委員会の印は、刷込式とする。

第4条 市委員会は、令第49条の4第3項ただし書の規定によりくじをあらためて行わない場合において投票用紙を調製しようとするときは、法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた法第86条の4第6項又は第7項に規定する事由にかかる候補者の部分を除いて投票用紙を印刷するものとする。

第5条 市委員会は、令第49条の5第1項の規定により既製の投票用紙で死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた者に関する部分を消除したものをを用い、又は既製の投票用紙をそのまま用いることを決定したときは、直ちにその旨を区委員会に通知しなければならない。

2 区委員会は、前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者に通知しなければならない。

第6条 区委員会は、令第49条の5第1項の規定により消除したものをを用いる場合においては、当該候補者に関する部分を縦2本の黒色の線を引いて、又は消除を表す印を当該部分に押して消除するものとする。

第7条 令第49条の5第1項の規定により、既製の投票用紙をそのまま用いる場合における同条第2項の規定による掲示の様式は、第2号様式のとおりとする。

第8条 第5条の規定は、法第86条の4第9項の規定により届出を却下した場合に準用する。この場合において、「死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた者」とあるのは、「届出を却下された者」と読み替えるものとする。

第9条 記号式投票における○の記号の記載方法は、○の記号を自書し、又は○の記号をあらわす印を押す方法によるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

神戸市選告示第10号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和50年10月選告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(投票用紙の様式)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、記号式投票における投票用紙は、記号式投票に関する規程(令和3年3月選告示第9号)に定めるところによる。</u></p> <p>第4条～第24条 [略]</p> <p>(自動車等の表示)</p> <p>第25条 法第141条(自動車、船舶及び拡声機の使用) <u>第5項の規定により主として選挙運動のために使用する自動車又は船舶及び拡声機にする表示は、第23号様式及び第24号様式による。</u></p> <p>2, 3 [略]</p> <p>第26条～第31条 [略]</p> <p>(掲載文)</p> <p>第32条 掲載文は、市委員会が交付する第30号様式の選挙公報掲載文原稿用紙(市委員会が提供する同様式の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下「原稿用紙」</p>	<p>(投票用紙の様式)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>第4条～第24条 [略]</p> <p>(自動車等の表示)</p> <p>第25条 法第141条(自動車、船舶及び拡声機の使用) 第6項の規定により主として選挙運動のために使用する自動車又は船舶及び拡声機にする表示は、第23号様式及び第24号様式による。</p> <p>2, 3 [略]</p> <p>第26条～第31条 [略]</p> <p>(掲載文)</p> <p>第32条 掲載文は、市委員会が交付する選挙公報掲載文原稿用紙(第30号様式。以下「原稿用紙」という。)に、<u>活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色で記載しなければならない。</u></p>

という。)に、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の原稿用紙の氏名欄には、候補者の届出書又は推薦届出書に記載された候補者の氏名(令第89条(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等)第5項の規定の適用を受けた場合にあつては当該通称)を縦書きで記載し、又は記録しなければならない。

3 [略]

(図等の面積制限)

第32条の2 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。ただし、合計面積の計算に当たっては、前条第2項に規定する氏名欄及び第33条の規定により当該候補者が使用することができる写真に係る面積は、当該合計面積に算入しない。

(掲載文の訂正)

第32条の3 市委員会は、前2条の規定に違反した掲載文の申請があつた場合、又は第38条(選挙公報の様式)第2項の規定によつて印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が不鮮明になる恐れがあると認める場合は、当該申請に係る候補者に対し、当該掲載文の記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 [略]

(写真の掲載)

2 前項の原稿用紙の氏名欄には、候補者の届出書又は推薦届出書に記載された候補者の氏名(令第89条(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等)第5項の規定の適用を受けた場合にあつては当該通称)を縦書きで記載しなければならない。

3 [略]

(図等の面積制限)

第32条の2 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。ただし、合計面積の計算に当たっては、前条第2項に規定する氏名欄及び第33条の規定により当該候補者が使用することができる写真に係る面積は、当該合計面積に算入しない。

(掲載文の訂正)

第32条の3 市委員会は、前2条の規定に違反した掲載文の申請があつた場合、又は第38条(選挙公報の様式)第2項の規定によつて印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が不鮮明になる恐れがあると認める場合は、当該申請に係る候補者に対し、当該掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 [略]

(写真の掲載)

第33条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定による写真の添付については、電磁的記録により行うことができる。この場合においては、第1項中「手札型写真で同一のもの2枚」とあるのは「写真」とし、第2項は適用しない。

第34条～第37条 [略]

(選挙公報の様式)

第38条 [略]

2 選挙公報は、提出された原稿のまま印刷するものとする。

3 [略]

第33条 [略]

2 [略]

第34条～第37条 [略]

(選挙公報の様式)

第38条 [略]

2 選挙公報は、提出された原稿のまま写真製版により印刷するものとする。

3 [略]

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

(投票用紙)

こうほしやしめい 候補者氏名	ちゅうい (注意)
<div style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div>	<p>一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 <small>こうほしやしめいらんないひとりか</small></p> <p>二 候補者でない者の氏名は書かないこと。 <small>こうほしやものしめいか</small></p>

何年 執行
選挙投票

神戸市
 選挙管理
 委員会印

(備考)

- 1 点字用投票用紙については、その旨投票用紙に表示する。
- 2 選挙名を明確にする必要があるときには、その旨投票用紙に表示する。
- 3 規格は、縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式

(選挙事務所設置・異動届書)

選挙事務所設置届
異動

年 月 日

神戸市何区選挙管理委員会委員長 あて

何 選挙

候 補 者

(推薦届出者)

次のとおり選挙事務所を設置異動したので届け出ます。

選挙名	年 月 日執行 何選挙		
候補者			
旧事務所所在地 (設置届の場合は記入不要)			
新事務所	所在地		
	建物名称	電話番号	
設置異動	年 月 日	年 月 日	
連絡責任者		電話番号	

- 備考 1 設置又は異動のいずれか該当するものを○で囲むこと。
 2 新・旧事務所の所在地(設置届の場合は新設事務所の所在地のみ)の区選挙管理委員会に届け出ること。
 3 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置、異動について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えること。また、この場合に推薦届出者が2人以上あるときは、あわせてその代表者であることを証明する書面も添えること。
 4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をすること。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第6号様式中「候補者 ○印」を「候補者 」に改める。

第7号様式中「氏名 ○印」を「氏名 」に改める。

第9号の2様式中「候補者氏名 印」を「候補者氏名 」に、「年 月 日執行の選挙」を「年 月 日執行の 何 選挙」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け

出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式

(文書図画撤去命令書)

違反文書図画撤去命令書

住 所

氏 名

第147条

下記記載の文書図画について、公職選挙法第201条の11第11項の規定により、直ちに撤去することを命じます。

去することを命じます。

年 月 日

神戸市何区選挙管理委員会委員長

記

関係候補者名又は 関係政治団体名	掲 示 責 任 者	文 書 の 態 様	掲 示 場 所	枚 数

第13号様式中「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に、「候補者○印」を「候補者」に改め、同様式の備考に次のように加える

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号の2様式及び第13号の3様式中「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に、「候補者○印」を「候補者」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号の4様式から第13号の6様式までの様式中「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に、「候補者○印」を「候補者」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号の7様式から第13号の9様式までの様式中「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に、「○印」を「印」に改める。

第13号の10様式及び第13号の11様式中「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に、「候補者○印」を「候補者」に改める。

第13号の12様式中「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に、「候補者○印」を「候補者」に改め、同様式備考4(2)ア中「310,050円」を「310,500円」に改める。

第13号の13様式及び第13号の14様式中「氏名○印」を「氏名」に、「(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)」を「(法人の場合は、所在地及び名称)」に、「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号の15様式中「氏名○印」を「氏名」に、「(法人の場合は、所在地、名称及び代表者

の氏名)」を「(法人の場合は、所在地及び名称)」に、「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号の16様式中「氏名 ○印」を「氏名」に、「(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)」を「(法人の場合は、所在地及び名称)」に、「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号の17様式中「氏名 ○印」を「氏名」に、「(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)」を「(法人の場合は、所在地及び名称)」に、「年月日執行選挙」を「年月日執行何選挙」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号の18様式を次のように改める。

第13号の18様式

(選挙運動用ポスター作成に係る請求書)

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第14条の規定に基づき、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
神戸市長 あて

〒
住所
氏名
(法人の場合は、所在地及び名称)
電話番号

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 何 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 支払先口座(※口座名義欄は、省略しないで正確にご記入ください。)

銀行	支店	種類	口座番号
		普通・当座	
ふりがな			
口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、神戸市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

請求内訳書

(選挙運動用ポスターの作成)

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B =C	単価 D	枚数 E	金額 D×E =F	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 「ポスター掲示場の数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数」欄に記載されたポスター掲示場の数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500以下の場合

$$\frac{525円6銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

ポスター掲示場の数

= 単価(1円未満の端数は切上げ)

(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

$$\frac{27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 573,030円}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

ポスター掲示場の数

= 単価(1円未満の端数は切上げ)

3 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第17号様式中「管理者 ○印」を「管理者 」に改める。

第18号様式を次のように改める。

第18号様式

(支障のある日時予定表)

年 月 日現在											
何 選挙											
支障のある日時予定表						施設名 _____					
室名	月日	月日 ()	月日 ()	月日 ()	月日 ()	月日 ()	月日 ()	月日 ()	月日 ()	月日 ()	備考
	午前										
	午後										
	夜間										
	午前										
	午後										
	夜間										

※ 午前は 時～ 時、午後は 時～ 時、夜間は 時～ 時である。
 ※ 支障のある日時の該当欄には、×印を記入してください。

ご担当者名 _____
 TEL _____ FAX _____

第20号様式中「 ○印」を「 」に改め、同様式に次の備考を加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第21号様式中「撤回届」を「撤回通知」に改める。

第22号様式中「管理者 ○印」を「管理者 」に改める。

第25号様式中「氏名 ○印」を「氏名 」に改め、同様式の備考に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式を次のように改める。

第29号様式

(選挙公報掲載申請書)

選挙公報掲載申請書

年 月 日

神戸市選挙管理委員会委員長 あて

何 選挙

候補者

神戸市選挙公報発行条例第3条の規定により、選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

記

記 載 文	別紙のとおり	写 真	別紙のとおり
提 出 方 法	書面 ・ 電子データ ※いずれかを丸で囲んでください		
連 絡 責 任 者 氏 名 電 話 番 号	電話 (固定) (携帯)		

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

受付日時	月 日 午 前 後	時 分	受付者
------	--------------	-----	-----

第30号様式を次のように改める。

第30号様式

(選挙公報掲載文原稿用紙)

何 選挙公報掲載文原稿用紙		(区選挙区)掲載第 順位
原稿欄		写真欄
氏名欄		
候補者氏名		
連絡責任者氏名	電話	

備考 規格は、縦17.2センチメートル、横23センチメートルとする。

第31号様式を次のように改める。

第31号様式

(選挙公報掲載文撤回(修正)申請書)

選挙公報掲載文撤回(修正)申請書

年 月 日

神戸市選挙管理委員会委員長 あて

何 選挙
候補者

年 月 日掲載を申請した選挙公報掲載文を撤回(修正)したいので、申請
します。

記

修正文	別紙のとおり
提出方法	書面 ・ 電子データ ※いずれかを丸で囲んでください
連絡責任者 氏名 電話番号	電話 (固定) (携帯)

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書
類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある
場合はこの限りではありません。

受付日時	月 日 午前 午後	時 分	受付者
------	--------------	-----	-----

第32号様式を次のように改める。

第32号様式

(選挙公報の様式)

年 月 日執行(何 区選挙区)	
何 選挙公報	
発行 神戸市選挙管理委員会	

この選挙公報は候補者から提出された原稿をそのまま印刷したものです。

備考

- 1 市議会議員選挙にあつては、選挙すべき人数(定数)を選挙公報の標題に表示する。
- 2 規格は、ブランケット判(406×545ミリメートル)とする。

第33号様式を次のように改める。

第33号様式

(出納責任者選任・異動届)

出納責任者選任 異動届			
年 月 日			
神戸市選挙管理委員会委員長 あて			
候補者 (推薦届出者)			
次のとおり出納責任者を ^{選任} _{異動} したので届け出ます。			
記			
選 挙 名	年 月 日執行何 選挙		
候 補 者			
前出納責任者 (選任届の場合は 記載不要)			
新 出 納 責 任 者	(ふりがな) 氏 名		
	住 所	電話 番号	
	職 業		
	生年月日	年 月 日	
選任 異動	年 月 日	年 月 日	

備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任・異動について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えること。また、この場合に推薦届出者が数人あるときは、あわせてその代表者であることを証明する書面も添えること。

2 解任又は辞任による異動に関する届出には、解任通知書又は辞任通知書の写しを添附すること。

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をすること。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第34号様式中「出納責任者職務代行者 ○印」を「出納責任者職務代行者」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、

その者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をすること。ただし、出納責任者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第35号様式中「候補者 ○印」を「候補者 」に改める。

第38号様式を次のように改める。

第38号様式

(証票交付申請書)

証票交付申請書

年 月 日

神戸市選挙管理委員会委員長 あて

候補者等の氏名

〔後援団体の場合は団体
の名称と代表者の氏名〕 _____

候補者等の住所

〔後援団体の場合は主たる
事務所の所在地〕 _____ 町・通 丁目 番 号
電話

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので同条第5項の規定により次のとおり申請します。

※	1 政治団体としての届出先				
※	2 推薦(支持)する候補者等	氏名		住所	
	3 選挙の種類	1 市会議員 2 市長			
	4 交付申請枚数	事務所の所在地		立札・看板の数	証票番号
	〔政治活動に使用する事務所の所在地とその事務所ごとの立札・看板の類の枚数〕 計 _____ 枚	町・通 丁目 番 号	方		
		町・通 丁目 番 号	方		
		町・通 丁目 番 号	方		
		町・通 丁目 番 号	方		
		町・通 丁目 番 号	方		
※	5 上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。 年 月 日 候補者等の氏名 _____				

※1, 2, 5は後援団体の場合のみ記入してください。

枚数	
番号	No. ~No.

左記のとおり受領しました。

候補者等の氏名〔後援団体の場合は団体
の名称と代表者の氏名〕 _____

備考 候補者本人又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第38号の2様式を次のように改める。

第38号の2様式

(異動届)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">異 動 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">神戸市選挙管理委員会委員長 あて</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">候補者等の氏名</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">〔後援団体の場合は団体 の名称と代表者の氏名〕</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">候補者等の住所</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">〔後援団体の場合は主た る事務所の所在地〕</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">電 話</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">公職選挙執行規程第46条の証票を受けた立札，看板の類を掲示する事務所(事務所ごと の枚数)を次のとおり異動したので届出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">新</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">旧</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">事務所の所在地</th> <th style="text-align: center;">枚数</th> <th style="text-align: center;">事務所の所在地</th> <th style="text-align: center;">枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin: 0;">備考 候補者本人又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の 提示又は提出を，これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は 提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし，候補 者本人又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではあ りません。</p>				新		旧		事務所の所在地	枚数	事務所の所在地	枚数																												
新		旧																																					
事務所の所在地	枚数	事務所の所在地	枚数																																				

第38号の3様式を次のように改める。

第38号の3様式
(再交付申請書)

再 交 付 申 請 書	
	年 月 日
神戸市選挙管理委員会委員長 あて	
候補者等の氏名 〔後援団体の場合は団体 の名称と代表者の氏名〕 _____	
候補者等の住所 〔後援団体の場合は主た る事務所の所在地〕 _____	
区 町 通 丁目 番 号	
電話 _____	
公職選挙執行規程第46条の証票を紛失(破損・汚損)したので再交付を申請します。	
1 紛失(破損・汚損) 証票番号※	
2 紛失年月日	
3 紛失場所	
4 紛失(破損・汚損) 理由(詳しく記入 のこと)	
<p>※ 1 破損・汚損の場合は当該証票を添付すること。</p> <p>2 紛失の場合は、宣誓書を添付すること。</p>	
再交付 枚数	旧番号 → 新番号
	① → ④ → ② → ⑤ → ③ → ⑥ →
左記のとおり受領しました。	
(本人) 又は (代理人) 氏名 _____	
宣 誓 書	
証票の再交付を受けた後、紛失していた証票を発見したときは、直ちに当該証票を神戸市選挙管理委員会に返還することを誓います。	
年 月 日	
候補者等の氏名 〔後援団体の場合は団体 の名称と代表者の氏名〕 _____	
備考 候補者本人又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。	

第40号様式を次のように改める。

第40号様式

(政談演説会開催届出書)

政談演説会開催届出書

年 月 日

神戸市選挙管理委員会委員長 あて

政治団体名

所在地

代表者

次のとおり政談演説会を開催したいので届け出ます。

記

選挙名	年月日執行何選挙
開催日時	年月日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
使用施設	名称
	所在地

政談演説会開催届出書番号 第 号

※選挙管理委員会記載

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第45号様式及び第46号様式中「代表者 ○印」を「代表者」に改め、同様式に次の備考を加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市選告示第11号

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月24日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市区選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第2号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の47第2項の規定に基づき、神戸市の区の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の48第2項の規定に基づき、神戸市の区の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p>

[略]	[略]
選挙課長	総務部総務担当課長
[略]	[略]
普及課長	総務部地域支援担当課長
[略]	[略]
担当課長	総務部保険年金医療課長及び北神区役所市民課長
[略]	[略]
選挙係長	総務部まちづくり課担当係長のうち市長が指定した者
[略]	[略]
総務係長	総務部まちづくり課担当係長(選挙係長として市長が指定した者を除く。)
担当係長	総務部まちづくり課、市民課又は保険年金医療課の係長又は担当係長のうち市長が指定した者(選挙係長又は総務係長として市長が指定した者を除く。)及び北神区役所市民課総務係長
[略]	[略]
選挙係員	総務部まちづくり課員のうち市長が指定した者
[略]	[略]
総務係員	総務部まちづくり課員のうち市長が指定した者
[略]	[略]

4 広報課、普及課並びに管理課の課員は、区役所総務部の職員のうちから、それぞれ市長が指定した者とする。

別表(第19条関係)

[略]	[略]
選挙課長	総務部総務課長
[略]	[略]
普及課長	総務部担当課長のうち市長が指定した者
[略]	[略]
担当課長	総務部担当課長(普及課長として市長が指定した者を除く。)、総務部保険年金医療課長及び北神区役所市民課長
[略]	[略]
選挙係長	総務部総務課調査係長
[略]	[略]
総務係長	総務部総務課総務係長
担当係長	北神区役所市民課総務係長
[略]	[略]
選挙係員	総務部総務課調査係員
[略]	[略]
総務係員	総務部総務課総務係員
[略]	[略]

4 広報課、普及課並びに管理課の課員は、区役所総務部(総務課を除く。)の職員のうちから、それぞれ市長が指定した者とする。

別表(第19条関係)

組織		分掌事務	組織		分掌事務
選挙課	選挙係	(1)～(4) [略] (5) 公職選挙法に基づく次の事務の執行に関すること。 ア, イ [略] ウ <u>投票のご案内</u> に関すること。 エ～キ [略] (6)～(12) [略]	選挙課	選挙係	(1)～(4) [略] (5) 公職選挙法に基づく次の事務の執行に関すること。 ア, イ [略] ウ <u>投票のご案内はがき</u> に関すること。 エ～キ [略] (6)～(12) [略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	[略]		[略]

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

市 会

神戸市会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月25日

神戸市会議長 壬 生 潤

神戸市会規程第1号

神戸市会事務局処務規程の一部を改正する規程

神戸市会事務局処務規程（昭和38年4月市会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織) 第2条 局に次の課を置く。 総務課	(内部組織) 第2条 局に次の課及び係を置く。 総務課

議事課

政策調査課

(分掌事務)

第3条 課は、次に掲げる事務を分掌する。

総務課

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

議事課

(1)～(8) [略]

政策調査課

(1)～(9) [略]

2 [略]

(職員等)

第5条 [略]

2 局に事務局長，課に課長及び担当係長を置く。

3 局に次長を置くことができる。

(職務)

第6条 [略]

総務係

議事課

議事係

政策調査課

調査係

(分掌事務)

第3条 課及び係は、次に掲げる事務を分掌する。

総務課

総務係

(1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。

(2) 局の予算の経理に関すること。

(3) 局の職員の安全衛生に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

議事課

議事係

(1)～(8) [略]

政策調査課

調査係

(1)～(9) [略]

2 [略]

(職員等)

第5条 [略]

2 局に事務局長，課に課長，係に係長を置く。

3 局に次長，課に担当係長を置くことができる。

(職務)

第6条 [略]

2, 3 [略]

4 担当係長は、上司の命を受けて、所掌事務を主任し、所掌事務を担当する職員（事務局長、次長、課長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。

（代行）

第8条 事務局長に事故があるときは次長、次長に事故があるときは所管課長、課長に事故があるときは所管の担当係長がその職務を代行する。

2, 3 [略]

4 係長は、上司の命を受けて、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

5 担当係長は、上司の命を受けて、特に指定された事務を処理する。

（代行）

第8条 事務局長に事故があるときは次長、次長に事故があるときは所管課長、課長に事故があるときは所管の係長又は担当係長がその職務を代行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。